

相模原市結婚新生活・移住定住支援事業 補助金の受付開始について

本市の少子化対策の推進及び移住・定住の促進を目的に、新たに婚姻した夫婦やパートナーシップを宣誓したおふたりに対し、引越費用の一部を補助する「相模原市結婚新生活・移住定住支援事業補助金」の受付を開始しますので、お知らせします。

1 申請期間

令和6年6月3日から令和7年3月31日

2 補助費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日に新婚等世帯が引越業者又は運送業者に支払った引越費用（上限15万円）

※不要品の処分やエアコンの設置費用、レンタカーを借りて引っ越した場合の費用等は除きます。

3 対象区域等

転居先が次のいずれかに該当する場合は対象です。

- (1) 相模原市内の居住誘導区域
- (2) 災害ハザードエリアを除いた相模原市内の中山間地域

4 婚姻等の時期

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届又はパートナーシップ宣誓書を受理された新婚等世帯

5 年齢要件

婚姻届又はパートナーシップ宣誓書を受理された時点において、新婚等世帯の年齢がいずれも39歳以下

6 所得要件

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの新婚等世帯の合計所得が500万円未満

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は年間の返済額を控除します。

7 申請から振込までの流れ

- (1) 申請書兼実績報告書及び同意書兼誓約書の提出（申請者）
- (2) 交付決定通知書兼額確定通知書の送付（市）
- (3) 請求書の提出（申請者）
- (4) 補助金の振込（市）

※（1）と（3）は原則インターネットによる提出となります。

8 その他

補助対象者や申請方法等の詳細は、6月3日に更新される市HPをご覧ください。

【相模原市ホームページ】

結婚新生活・移住定住支援事業について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/sumai/1026513/1030229.html>

問合せ先

住宅課

直通電話 042-769-9817

新婚世帯・パートナーシップ宣誓世帯の新生活を応援

さがみはらでくらすそう



引越費用の補助

最大 **15** 万円

結婚新生活 移住定住支援事業

受付期間：令和6年6月3日（月）から
令和7年3月31日（月）まで

※予算に達し次第、受付を終了いたします。

※申請方法や必要書類など、詳しくはホームページまたは住宅課までお問合せください。

お問合せ先 **住宅課**

午前8時30分～午後5時15分
TEL042-769-9817



結婚新生活・移住定住支援事業

相模原市は新婚世帯やパートナーシップ宣誓世帯の新生活を応援します。

1 補助対象

主な補助対象要件は次のとおりとなります。詳しい対象要件については市HPをご確認ください。

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日の期間に婚姻届を提出し、
受理された夫婦又はパートナーシップ宣誓をした世帯
- 夫婦等の双方の年齢が39歳以下（婚姻届等が受理された時点）
- 夫婦等の合計所得が500万円未満
- 引越先が居住誘導区域又は中山間地域の災害ハザードを除いた区域にある住宅
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに引越代を支払っていること など

▼市HP



2 補助金額

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に引越業者又は運送業者へ支払った費用を補助します。ただし、次の場合は補助金の対象外となります。

- 不要品の処分費用
- 友人などに依頼して引越した場合に要した費用
- レンタカーを借りて引越をした場合 など

最大

15万円

予算に達し次第、
受付を終了します。

3 補助の流れ

補助の流れについては次のとおりとなります。

01

02

03

補助金の申請

引越に係る領収書などの必要書類を用意し、申請を行ってください。

書類審査

書類審査は1か月程度になります。

補助金の請求

振込先口座が確認できる書類などの必要書類を用意し、請求を行ってください。